

161-参・厚生労働委員会 平成 16 年 11 月 04 日

※食の安全、中医協改革、兵庫労働局問題など

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。本日は尾辻大臣に対して、厚生労働行政全般にわたりまして質問をさせていただきたいと存じます。

まず、大臣所信、十月二十八日の中で、「被災者や被災地の支援に万全を期してまいります。」と、このようにおっしゃっておるわけでございますが、台風二十三号並びに新潟の震災、大変厳しいつめ跡を残しているわけでございますが、それに向けて厚生労働省として取り組んでいただくべきものも、生活に密着した省でございますから当然多いわけでございます。

それで、まず医療、年金、介護、労働、そういった面での保険料の徴収における減免とか猶予とか、そういう既存の制度の活用ということになるかもしれませんが、そういうことについてどうお取り組みになっているか。また、被災者、被災世帯への緊急の生活資金の貸付けとか、そういったものについてどうお取り組みになっているか、そのことをお示しいただきたいと存じます。

○国務大臣（尾辻秀久君） 厚生労働省では、今回の地震の発生を受けまして、省内に災害対策本部を設置いたしますとともに、政府が合同で先遣チームを派遣いたしましたので、私どももその一員として救急医療の担当官を派遣いたしました。また、そうして被災情報の収集に努めつつ、応急対策等に全力を挙げて取り組んでおるところでございます。また、地元自治体との緊密な連携を図るために、十月二十五日には現地連絡室を設置し、よりきめ細やかな情報収集や対策の実施に努めております。

さらに、医療や健康管理の面では、国立病院機構災害医療センター等から医療チームを、国立精神・神経センターから心のケアの専門家を派遣いたしてもおります。各都道府県等に対して保健師の派遣の可否について照会を行いました。この保健師の皆さん随分頑張っておられておまして、この皆さんに是非ほかの都道府県からも応援に行っていただきたいということで、各都道府県から保健師を派遣していただいてもおります。

さらに、高齢者や障害者等の要援護者につきましては、社会福祉施設の受入れや旅館、ホテル等を避難所として活用するよう新潟県に要請をいたしましたし、グリーンピア津南等において被災者を受け入れてもおります。災害救助法の住宅の応急処理のことにつきましては、一昨日、既に新潟県に御連絡を申し上げました。いろいろ対策を行っているところでございます。

また、国民健康保険や介護保険におきましては、保険者における対応として一部負担金や保険料等の減免を行うことができることとされておりますので、そうしたこともよく皆さんに、被災者の皆さんに知っていただくよう今努めておるところでございます。

○辻泰弘君 今の保険料の徴収の免除、減免、猶予等にも配慮してというお話があったと思いますけれども、制度としてあって、それをやったときには後で特別調整交付金などで手当をするということになっていると思いますが、そのことについて必ずしも自治体が十分承知しているのかというところもあるかと思えます。現に、私も兵庫県の出身でございますけれども、豊岡の方からのそういう意見なども来ておるところでございますして、知っていて当然だというふうにも思われるかもしれませんが、やはりそういう制度があるんだということを市町村にしっかりと渡るようにしていただきたいと思うことと、それから、生活資金貸付けのことについてですね、どういうお取り組みなのかということ、ちょっと具体的に決めていらっしゃると思うんですけれども、そこと二つ点、念のため教えてください。

○副大臣（西博義君） 今先生御指摘のとおり、新潟だけではなくて、台風二十三号等で被災されたところにおいても国民健康保険それから介護保険等の対策が必要であるという御趣旨のお話だったと思います。まず、これについてお答えを申し上げます。

おっしゃられるように、この減免につきましては、その状況に応じまして調整交付金等を交付するという措置が講じられることになっております。これらにつきましては、新潟県の中越地震で被災した新潟県に加えまして、台風二十三号で被災した兵庫県等に対しましても関係地方公共団体からの要望を踏まえまして文書を発出いたしまして、それぞれ都道府県を通じて関係保険者への周知を図っているところでございます。

具体的には、国民健康保険につきましては宮崎、徳島、香川、兵庫、岐阜県及び京都府に対して、それから介護保険に対しましては全都道府県に対して、台風二十三号の対応といたしまして十一月二日付けで周知徹底を図るということでございますので、先生とちょっと時間的な差があったかもしれませんが、そういうことで周知徹底を図るということにいたしております。

○政府参考人（鈴木直和君） 生活資金というお尋ねがございました。

現在、被災者の生活の安定という観点から、低所得世帯を対象としております生活福祉資金、緊急小口資金と言っておりますが、これにつきまして被災世

帯に貸付けを行うことができることとしております。あわせて、据置期間の延長等、そういった特例措置を実施することにいたしております。

これにつきましては、長岡市、小千谷市、十日町市においては昨日から、それから、それ以外の栃尾市、柏崎市、越路町、津南町、中里村、小国町においては十一月四日から受付を開始すると、そういう予定で現在取り組んでいるところでございます。

○辻泰弘君 今お話しいただいたような領域もございまして、また医療、衛生、高齢者対策等、多くの対応が必要になるわけですが、どうか万全な体制で臨んでいただきたいと。

それと同時に、補正予算につきましても、過般私も予算委員会で要求をいたしましたけれども、来年になってからと、こういうようなことになっているようですが、まず予備費があつてというふうなことになっておりますけれども、やはり必要であれば、決して来年だということを既定の路線と考えられずに、閣内においても大臣として、機動的に補正予算も組むべしと、年内も組むべしと、必要であれば国会はそれなりに設定すればいいわけですから、そういうふうにお取り組みいただきたいと思います。その点だけちょっと大臣、お願いします。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今お話しのようなことも含めまして万全の体制を取りたいと、こういうふうを考えております。

○辻泰弘君 補正予算のこともよろしく願いいたします。

さて、食の安全、BSE対策について一点、二点ほどお聞きしたいと思います。

大臣は所信の中で、食の安全についてはBSE対策を始め、食品の安全性の確保に全力を尽くしてまいりますと、このようにおっしゃっておられました。

それで、その前になりますけれども、十月十五日に厚労省と農水省が方針を決められて食品安全委員会に諮問されたということがございました。それは、BSE検査対象月齢の見直しということでございまして、現在はゼロか月齢以上というのを二十一か月齢以上に引き上げると。結果として二十か月齢以下は検査はなくていいよと、こういう話でございましてね。

そういう、そのことが諮問されて結果が出てくるから、恐らくその方向性が踏襲されるんだと思うんですが、その流れの中で今後はアメリカ産の牛肉の輸入再開に向けた日米協議に焦点が移ってくるだろうと、こういうふうになるわけでございます。

そこで、その二十か月齢以下かどうかの識別の手段というのが大変重要なポイントになってくるわけでございます。

やはり国内と同等の安全性を確保するという見地から、やはり厚生労働省としては安易な妥協をせずに取り組んでいただきたいと、このように思うわけですが、その点についての御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 先日来、このことに対する日米の協議が行われております。

そこで、いつも申し上げておりますけれども、私どもの立場は、日本人の食品の安全を守る、こういうことでございますから、もしアメリカから牛肉が入ってくるとしても、これはまだ協議中でありまして今何とも言えませんが、入ってくるとしても、その牛の安全性と私たちが求める安全基準、これは全く同一でなければならない、これはもう申し上げるまでもありません。

そこで、その交渉に当たる担当者を送り出すに当たりまして私が言いましたことは、そのことに関して一步も譲ってはいかぬぞと、絶対に譲らずに交渉を進めてくるべしというふうなことを言ったところであります。

○辻泰弘君 その点はその方針で臨んでいただきたいということでございます。

そこで、もう一つ、この十月十五日の諮問をされたときに、その辺が必ずしも私も十分承知しておりませんが、地方自治体はその検査を続けるといった場合に、二十か月齢以下のものについての検査も補助金は出すんだと、こういうことになっているようですね。ですから、その辺が、二十か月齢以下は検査しないんだと言っておきながら、地方がやった場合は、それは予算で手当とするよと。まあこれは三億か四億かとかいうことなんでしょうか、その部分というのは一貫性がないといえますか、論理的な一貫性が貫かれていないと、このように言わざるを得ないんですけれども、その点はどう御説明になるでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） これは食品安全委員会がきっちりとその辺に対する答えは出してくれるだろうと思います。私どもは、あくまでも科学的にきっちり判断してそうするかどうかということを決めたいと思っておるところでございます。

そのようにして科学的にきっちり大丈夫だという判断が出たら、それはそのとおりでございます、私どもはそのように申し上げるつもりでおりますけれども、ただ、そうは言っても、人間の心の問題、安心を求める、やっぱりちょっと不安だねというところがあって、そういうふうにしたいという都道府県が出

てきたら、これはやっぱり、物事、経過措置というのはございますので、経過措置としてそのことに対する助成といいますか、そういうことは考えなきゃならぬのかなと今思っておるところでございます。

すなわち、経過措置を取るとしたら、それは、今申し上げましたように、消費者の不安な心理を払拭し、生産、流通の現場の混乱を回避する観点から行おうと考えておるところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、今の、三年とか言われていますけれども、そのことはまだ決定されていないということなんですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） まだその大本のところ、食品安全委員会の答えもまだ出ていないわけでありますから、そこから全部スタートする話でありますので、今のところもまだきっちり決まった話ではございません。

○辻泰弘君 そうすると、食品安全委員会の答申といいますか答えが出たときに、それを踏まえて、予定どおりであれば、地方自治体に説明をし、説得をするというプロセスがあるということになるのでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） いや、これは、私どもとしてはもう二十一か月以上の牛の検査をしますよということを言うわけでありまして、今度は各都道府県ごとに、が独自になさるかなさらないかという話でありますから、そこから話が始まる、こういうふうに理解いたしております。

○辻泰弘君 ですから、国としては二十か月齢以下はしないということになるわけですから、そういう判断したよと、それはこれこれだよということを地方にお伝えになる。まあ分かるかもしれませんがね。しかし、そのプロセスは要るんじゃないんですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） それはおっしゃるとおりでありまして、御説明を申し上げなきゃならぬと考えております。

○辻泰弘君 それと、国内において消費者の心理的なものもおっしゃいました。そうしたら、そのことを考えるならば、アメリカのことだって二十か月齢未満を調べなきゃ駄目だということになりませんか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 申し上げておりますように、日本の安全基準、こ

これは、私どもが二十一か月以上の牛を検査すると決めれば、それが安全基準でございいますから、その基準と合わしてもら、基本的に合わしてもらということになるわけございまして、何回も申し上げますが、その基準が私どもの基準、安全基準、こういうことになるわけございいます。

○辻泰弘君　ですから、安全基準を作られて、それで貫徹すればいいけれども、国内についてはまだしばらく今までの形でやるよと、アメリカについてはもう外すよと、こういう話になるわけですよ。そこは本当は、政策的何というか一貫性といいますか、そのことを今から予定されているというのがちょっと分からないんですが、これはどこで決められることになるんですか。厚生労働省の決定でいいわけですね、この補助金を出すかどうかは。

○国務大臣（尾辻秀久君）　補助金を出すことは厚生労働省が出すと、こういうことになります。

○辻泰弘君　ですから、そういう意味においては厚生労働省の中で決められることになるわけですから、そういった意味においては厚生労働省としては一貫性を持たせて対応するということがやはり基本であるべきだと、このように思っておりますので、まあその点は私の意見として申し上げますと同時に、基本はやはり食の安全という意味でございいますので、その点を申し上げておきたいと思っております。

さて次に、雇用労働の問題についてお伺いしたいと思います。

雇用労働というよりも、その労働というのは本当の、元々の労働という意味じゃなくて、労働局の問題とかあるいは厚生労働省の職員の方の働いていらっしゃる過程の、プロセスという意味での労働につながるんでございいますけれども、まず大臣が所信の中でおっしゃっていることを読ませていただきますと、「最近、厚生労働省におきまして不祥事が度重なっております」と、「私自身、陣頭指揮を執って、再発防止に取り組んでまいります。」と、こういうふうにおっしゃっているわけございいます。

そこで私は、過般、予算委員会においてもこの点お聞きしておりますけれども、追加的に伺いたいんですが、まず労働局の不正経理事件への対応についてでございます。

まず最初に、一番始めは、しょっぱなは広島のことから出発したわけでございます。その広島のとときの地裁の判決が七月の二十七日に出ておまして、その中に、全部を読むことはできませんけれども、私は非常に大事な視点、これは前も言ったこともあるんですけども、組織ぐるみで、かつ相当長期間にわ

たっで行われていたと、組織ぐるみで国民から預かった税金を無駄遣いしと、
こういう判決の中の条文ですよ。

それから、本件に関与した他の者はほとんどがさしたる制裁を受けていない
と言うべく、公訴時効、立証の難易、その他もろもろの訴追しなかった事情が
あるにもせよ、この一面においても被告らのみを重く罰することは酷であると、
このように判決が出ているわけなんですね。

すなわち、この当事者の被告の方々のことはもちろん問題であるけれども、
しかし、本質は組織的な、組織ぐるみのことだったんだよと。このような中で、
その一部の、今回の被告人だけに重い罪を負わせることは酷であると、ここま
で言い切った判決になっているわけでございます。すなわち、今度の労働局の
不正経理事件というのは正に組織ぐるみであるということが判決の中でも出て
いるということですね。

この事態、どのように受け止めていらっしゃるでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 今、広島労働局の事件についてお話がございま
した。判決等については私も承知をしております。

この広島労働局の事案につきましては、その内部の調査の中でそういった事
実が発覚して、その中で不正経理をして裏金を作り、それを自ら、それを個人
的に着服したという者については私どもの調査の上で刑事告発をしております。

残念ながら、一名につきましては私どもの調査の中では発見することができ
ませんでした。一応そういった形で、調査の上で刑事告発をし、それからそ
れ以外の者、それ以外の関与した者についてはそれ相応の処分をしたところで
ございます。

ただ、いずれにしても、こういったことが多くの人間が関与して行われたと
いうことについては言語道断と考えておまして、今後、労働局に対して厳し
く指導してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 今のは、あるいはやり過ぎたといえますか、常識を逸していた部
分は問われたということであって、ある意味では裏金作りというのは組織的に
いつもあったよという部分、そしてそれは恐らく全国そうであろうと、こうい
う、これは類推でしかありませんけれども、そのことが裁判でも実は問われて
いるんだろうと思うわけでございます。

実は、兵庫もですね、私の出身県で不名誉でございますけれども、しかし、
兵庫においても同じようなことがあって、それで全国を調べられた結果として
兵庫だけ出てきたというのは、そこの部分だけは多としたいとは思いますが
けれども、しかし、実は本当にそれですべてが調べられているのかどうかというこ

となんです。ね。

まず、今のことで言っておきますと、坂口大臣に私、前にこのことを聞いたときに、組織的にもし行われていることになればもう大変なことだと、仮にそういう事実があれば、労働省、旧労働省全体の大きな問題でございまして、こういうふうにおっしゃっておられました。それで、実はその後にこの判決があるわけなんですけれどもね。

そういう意味において、もちろん尾辻さんはそのときにその職におられたわけじゃございませんけれども、しかしやはり大臣というお立場でこのことをやっぱりしっかりと受け止めていただきたいと思うわけでございます。官僚側のいろいろな修辞といいますか、言葉はあるかもしれませんが、やはり、事の本质というものをやはり政治の立場でチェックしなきゃいけないと思うんです。そういう意味において、尾辻大臣におかれましてこの点についてしっかりお取り組みいただきたいと。

つきましては、この八月の二十七日に都道府県労働局に対する特定監査の結果等についてと、こういうのが出ているわけなんです。このときに、広島労働局の事案を念頭に全国の都道府県を調査したと、広島労働局の事案を念頭に以下の事項について監査したと、こういうふうになっておるわけでありまして。その後、実は兵庫の問題が出てきて、捕まった方がおられて、その方の証言などから実は、厚生労働省では三千万だという答えを出していたんですが、まあ確定はしておりませんが一億七千万あったんじゃないかと、こういうふうに伝えられているわけなんです。ですから、私は、この八月二十七日の広島労働局の事案を念頭にというところを、もう一遍、実は兵庫労働局の事案を念頭にやるべきだと、このように思うんです。

そういう意味で、もう一度より一層の徹底した調査を全国の労働局に対してしていただきたいと私は思うんですけれども、尾辻大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 私は、大臣に就任いたしまして、この問題も、この問題といいますより、非常に多くの不祥事が発生いたしておりますことを大変深刻にとらえました。そこで、徹底してうみを出そうと、こういうことを言いました。そこで、隣におられる衛藤副大臣をキャップにするチームを作ってもらいまして、徹底して今ありとあらゆることを調査をしようというふうにしたしておるところでございます。

まず、先日、監修料につきましては分かった限りの数字を全部お出しをいたしました。残っておりますのが、まだ随意契約のことも残っております。今、このことを全力を挙げてまず調べてみようということを言っておるところでございます。さらに、今お話し、御指摘のような件も残っております。

ただ、この件、まあ全国ということであれば今言われることもあるわけですが、何しろ司直の手が入っている部分があるものですから今直ちに私どもが動きづらいということもありまして、その次の課題といたしておりますけれども、とにかく、申し上げましたように徹底してうみは出そうと、こう考えておりますから、いずれ私どもとしてはちゃんとした調査をするつもりであります。しばらく時間をおかしたいと存じます。

○辻泰弘君 今、司直の手が入っているところとおっしゃったわけですが、それは恐らく広島と兵庫のことだろうと思います。ですから、残りはたくさんもつとあるわけですから、そのことについてもう一度私は再調査をしていただきたいと、このように申し上げておきたいと思います。

そこで、予算委員会的时候も申し上げたんですが、会計検査院の方にお伺いしたいと思うんですけれども、会計検査院の調査状況、今後の方針、お示しいただきたいと思います。

○説明員（増田峯明君） お答えを申し上げます。

今お話がございましたように、現在、兵庫労働局につきましては、厚生労働本省の方で追加的な調査をされていると、それからまた司法当局の捜査も行われているということでございますので、私どもといたしましては、これらの結果を十分把握いたしました上で、会計検査院としてどのような対応をすべきか適切に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

本院といたしましても、今回のような労働局における不正経理の事案につきましては重大な関心を持っております。例年、検査人員あるいはその予算の制約の中で、全体四十七労働局あるうちの三十労働局程度を検査しているわけですが、今後の労働局に対する検査の中では、そういった不正経理がないかどうか、十分念頭に置きながら検査に当たりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 端的にお聞きしますけれども、結局、そういった厚生労働省なりが、あるいは司直の手なりが結論を出してからやるということになるんですか。

○説明員（増田峯明君） 広島労働局の場合もそうなんです、広島労働局につきましては今回私ども検査を実施したわけですが、兵庫労働局につきましても、不正経理の実態がどのようなものであるのか、その辺り、まあ現在捜査も行われているということでございますので、なかなか私どもとして検査に入るということは難しいということですので、その結果は十分把握した上で検査に当たりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 それは広島、兵庫以外はどうなんですか。お調べになるという御予定でしょうか。

○説明員（増田峯明君） まあ広島、それから、これはある程度その実態が分かったわけですがけれども、兵庫につきましては今申し上げましたようなことでこれからその実態が明らかにある程度なると思いますので、それを把握した上で、今後の他の労働局の検査におきまして、そういった事案を念頭に置きながら、どういった検査をすればいいのか、その辺をよく考えた上で検査に当たりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 厚生労働省に対しても、また会計検査院に対しても、全労働局についてしっかりと調査していただくということを申し上げておきたいと思いますが、同時に、これは私、予算委員会のおきにも申し上げましたけれども、委員長に申し上げたいんですけれども、国会法の百五条で、「各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。」と、こういう規定があるわけでごさいます、私といたしましては、この厚生労働委員会から会計検査院に対して、全国の労働局に対する会計検査を行って報告をするように求めるということをしていただきたいと、このように思いますので、委員長にお取り計らいのほどをお願い申し上げたいと存じます。

○委員長（岸宏一君） この問題に関しましては、後刻理事会において検討いたします。

○辻泰弘君 もう一点、先ほど大臣がおっしゃった監修料のことについてお伺いしておきたいと思います。

この監修料のことも、先ほどおっしゃったとおり、十月二十二日に報告が出ているわけなんですね。そこで私ちょっと指摘しておきたいと思うのは、まずその中に、これの二ページになっておりますけれども、その監修料はすべて個人の所得として適正に確定申告がなされていたと、こういう指摘がございます。その次の行に、監修料の用途は、職員の深夜残業時の夜食代やタクシー代、業務上の参考書籍代、職員同士の懇親会の費用などに充てられていたと、このようになっているわけでごさいます。これを説明するとすると、個人に監修料が入ったと、しかし、その個人がそれぞれ任意で拠出をしてプールしていたということに読めるかと思うんですけれども、そういう理解になるんでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） この監修料、これは個人が受け取り、確定申告をしているところでございます。その収入として得たものについて、それぞれ監修を行った者がそれを拠出して、一定のグループといたしますか、そういった監修を行った仲間の間でそういったものを拠出し合いながらタクシー代等に使ったというのが実態でございます。

○辻泰弘君 そうすると、一度懐に入れたものを任意で拠出して、そしてその拠出してない人のタクシー代もみんなで見えていたと、こういうことなんですね。

○政府参考人（鈴木直和君） 今御指摘のような実態でございます。

○辻泰弘君 大臣、一応そういう説明になっているわけなんですけれども、しかし、この辺は本当のところは分からないと言ったらそれまでなんですけれども、一度それぞれの懐に入って、それをみんなで任意で拠出して、それで実は拠出してない人の分も、タクシー代も出すという、そういう制度というのはあるのかなというふうに私は思うんですね。率直に言って、よく言われているように、係長なりがその仕事自体を請け負って、みんなにやってもらって、それが来たのをそこで持っていて、それぞれ幾らだよというふうに申告しておきなさいと言って、結局それを使っているというふうな方が私はよっぽど、理解ができると言っては変ですけども、そういうふうに思ってしまうんですよ。

その辺、プールという部分が実は非常に私はいろんな腐敗の温床になっていると。これ実は、労働局の方も、結局その裏金作りの出発点はその部分から出発してもっと悪くなっていったんじゃないかというふうな気がするわけなんです。

そのこのプールというところですね。結局、やっぱりこれは組織的なものだと、さっき判決の組織ぐるみと言われたところですけども、そう言われるゆえんのものがあるところだと私は思うんですね。大臣、今官房長がおっしゃったのを否定されることがあり得ないんでしょうけれども、しかし率直に言って、こういう任意、それぞれの個人に渡されて、それぞれ出してプールして、それでいろいろ使っているということがあると思っていらいっしょいいますか。

○副大臣（衛藤晟一君） 私どもも調査をさせていただきましたけれども、現実には、組織的、課長等がそれに関与していたということは出ておりません、課の中でですね。それから、この監修にかかわった者たちが言わば何か個人互会的にやったというのが実態のようでございます。

そういうことでございますので、組織的にプールしたということには当たり

ませんけれども、しかし、そのことが、先ほどからお話がございますように、社会通念上照らして妥当であったかどうかということについて、私ども、これに一齐にメスを入れようということで今調査をし、そしてその方向についてある程度決定をしようとしているところでございます。

○辻泰弘君 互助会というのは助け合いなんでしょうけれども、掛けないで助けてもらえる人もいとなると互助会よりもっと心の広い組織かもしれないわけですが、私、一つ、プールするということがやはりちょっと温床になっていると私は思うんですね。

ですから、これは後でお聞きする、予算で措置せいということにもつながるんですけども、やはりこのプールがある実態、これが組織的なプールであるか個人の任意拠出によるプールであるかは、それはいろいろ見解もあるかもしれませんが、しかしプールしているということ自体やはり問題であると。

ただ、予算、実際自腹を切って帰るということを求めるのは酷ですから、これは大臣もおっしゃっているとおりやはり予算で付けるべきだと思いますから、その裏腹のことになりますけれども、いずれにしても、それはちょっと後で聞くにして、プールというものがあるということ、プールは、プールにしているということ、これをなくすべきだと思うんですけども、大臣、いかがですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） その部分については私は、そのとおりである、こういうふうを考えております。

○辻泰弘君 ですから、プールというものが個人の任意拠出であろうとも、そういう形というのはやっぱり変則的な話でございますから、それはもうやはり、組織的プールじゃないんだという説明になってしまっていますけれども、やはりそのこと自体ないようにしていただきたいということを申し上げておきたい、一つ。

それと同時に、大臣もおっしゃっていることなんですけれども、その根源はやはりある意味では同情すべきところもあるわけでございます、大臣も、必要な予算が組まれていなかったのが事実だと、残業してタクシーで帰るのに自腹で帰るようなことはないようにきちんとしていきたいと、しかしこれは最後の話だと、こういうふうになっているわけですね。

そこで、私も、これは元々やはり予算でしっかりと措置されてしかるべきことであって、意味もなく残っているということであれば別ですけども、必要な仕事の中で残っていればそれは当然公費で帰るのは当たり前のことですから、その分の予算がされていないことによって結局こんな問題が出てきたと。これ

は長年のことだと思いうんですけれども。

そういう意味でも、これは最後の話だということになっているわけですが、しかも、最後の話といっても来年度予算にかかわってくるわけですから、その意味では、やはりこの点、来年度予算においてもしっかりと措置するということが私は大事だと思いうんですけれども、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） そのことについてお尋ねでありましたから率直にお答えした方がいいと思ひまして、その実態だけは申し上げました。

私が最後の話だと申し上げたのは、お分かりいただいているだろうと思いますが、何はともあれ、決して好ましいことをしたわけではありません。したがって、まず反省をしなければいけない。そして、おわびをした上で、全部済ました上で、最後にその話は出てくる話ですという意味で最後の話ですと申し上げたつもりであります。

ただ、この問題、確かに放置もできないことでありまして、今引用していただきましたように、もう一回申し上げますと、本当に残業して深夜まで仕事をしております。その職員に、じゃ、帰りのタクシー代自腹切れと、これはかわいそうなことありますから、そうしたことにならないように、これはまたきちんとしてした手当をしなければいけない、そのことはちゃんとするつもりであります。

○辻泰弘君 抜本的なこれの対応策というのは、そこが欠けていれば結局どこかで捻出しなきゃいかぬということになって、実は、今も結局、さっきの説明でいくと、結局自腹を切らせているということが現実にあるわけですね、その役所の説明においても。それもある意味ではひどい話でございまして、そういう意味では、やはりこの抜本対策という意味合いでも予算措置をするということが実は大事なところだと思いうんですね。その意味においては、しっかりと取り組みいただきたいと思ひます。

大臣、念のためもう一回お願いします。

○国務大臣（尾辻秀久君） 私の知る範囲において申し上げますと、予算措置が全くなされていなかったわけではない。しかし、十分でなかった、足りない部分がどうしても生じた。そのことが今御指摘いただいているようなことを招いてしまった側面も否定できない、そうは思っております。

したがって、今申し上げておりますことは、全く予算措置がなされてなかったわけではありませぬので、取りあえずその中で済ませます。しかし、足らなかったことも事実でありますから、これは来年度に向けては、そのところは、

申しあげましたように、もう一度見直しましてきっちりとして措置をしておかなきゃいけないと、こう考えておるということを申しあげているところであります。

○辻泰弘君　それで、それに関連してもう一つ聞いておきたいのは、監修料問題に関して大臣等のその方々の給与の自主返納が決められているということがございましたね。ただ、事務次官についてはその対象からかなり離れたような対応になっていまして、課長補佐さんが一か月なんですけれども、大臣が十二か月で、次官級、長官が十二か月となっているんですけれども、事務次官だけ一か月になっているわけなんです。これが非常に私は何かよく分からないんです。どうしてこういうことがあるんでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君）　給与の自主返納でございますが、これにつきましては、事務方としては、この監修料の大半を占めております保険局、それから社会保険庁にこの間在籍をした課長補佐相当職以上の方に自主返納していただくということで考えております。

その中で、大臣、副大臣、政務官からは政治家として自主返納をというお話がございました。大変恐縮ではございますが、そういった形で大臣、副大臣、政務官にもお願いしているところでございます。それから、事務次官については、この間、保険局、社会保険庁への在職がなかったということで、これにつきましては、従来、事務方の長として行った給与の自主返納の例に倣ってこういった取扱いをいたしました。

○辻泰弘君　これは監督責任ということで、その一応やはり責任を取ろうということで自主返納という形になっているんだと思うんです。ですから、大臣、副大臣、政務官も実はそのときに立場におられたわけじゃない方がやっっているわけですね。しかるに、事務方の最高責任者である事務次官が一番少ない一か月というのでお付き合いをしましょうと、こういうのは非常によく分からないことです。やはり、いまだに厚生省と労働省の何か縄張意識が裏にあるのかなと思ったり、おれは知らないよと、あるいは、旧労働省にかかわる事件も幾つかあるので、そっちのときに責任取るから、それまで取っておくからと思っただけでやっっているのかと思ったりするぐらいですけれども、しかし、これはやっぱりどう見てもおかしい。

大臣、おかしいと思いません。記者会見のときでも読んでいますけれども、そうだそうでありますとおっしゃっていますけれども、やっぱり大臣としてもおかしいと思っただけでやっっているんじゃないでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 極めて正直にお答えいたします。

今度のことの基本的なことは、とにかく監督責任を取ろう、こういうことであります。したがって、事が発生したところから、そのずっとラインを伝わってきて一番上まで責任を取ろう、こういうことで決めたものであります。ただ、大臣や副大臣、政務官のところはちょっと別な判断いたしましたので、そこは置いておいていただきたいと思うんです。

そのときに私が受けた説明で、今先生がおっしゃるようなことを疑問に思わなかったわけではありません、正直に言いますと。ただ、どうも役所の論理というのがありまして、何かこうずっと伝わっていくとここで止まるんだとかという話でありまして、まあ、申し訳ありません、私もそれを、ああそうかといって、そんなものかと今も思っておるということを極めて正直に申し上げます。

○辻泰弘君 正直な御見解かもしれませんが、しかし、やはりちょっと常識的に、監督責任、事務方の最高責任者ということだと思っただけですね。それはやっぱり、労働省出身の方かもしれませんが、それはまた別の、それこそ別のところで責任取るというつもりかと言いたくなりますし、しかし、やはりその組織の長というものは、やはりそこで、やはり事務方の最高責任者がその中の一番の多いところに、しかも次官級と書いてあって十二か月になっているんですよ、次官だけ違うわけですよ。これっってもうよく分からないですね。

まあこれ以上言っても仕方がないかもしれませんが、やっぱり大臣、役所の中に巻き込まれないで、是非その素直な初々しきで頑張っていたきたいと、このようにお願いを申し上げたいと思うわけで、ここで終わるのも残念ですけれども、時間もあるので次回に譲りたいと思います。

それで、本当の雇用問題ということになるんですけれども、大臣は、雇用問題については総合的な施策を推進すると、こういうふうに所信でおっしゃっています。それで、実は私、もうここ数年来申し上げている雇用対策基本計画のことについて、新しく大臣になられたのでやはり問題提起をし、是非お取り組みいただきたいと、このように申し上げたいと思うんです。

これは、雇用対策法というのがございまして、その八条に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないと、このように明定されております。そして、その「雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、」と、こういうことになっているわけでございます。これまで実際に、その経済計画と雇用対策基本計画というのは、基本的にはもう何十年来リンクしてきたと。しばらく前を見ても、例えば七月に経済計画を決定すれば、八月に雇用対策計画を策定、新しいのを作るとか、そういう対応関係で来たわけなんです。またそうすべきものなわけですね、法律上。

現在の経済計画は、平成十四年一月のいわゆる「改革と展望」、これが閣議決定されたというところから来ているわけですが、現在の雇用対策基本計画は実は平成十一年八月でございますので、五年前、これから全く何も変わっていないということなんです。それで、「改革と展望」はそもそも毎年度改定するというローリングプランになっていると、こういうことになっているわけですね。それで、雇用対策基本計画の方は十年間を見据えて変えないと、こういうふうになっているわけなんです。

そもそも、経済計画変わった以上、それに変わるという従来型のことがなされずに五年経過していると。同時に、基本的に毎年見直すという経済計画、その精神と全く調和していないと、固定的で、もう古いやつが。そのことについて大臣、これも初々しいところでどう思われますか。

○国務大臣（尾辻秀久君） これまた正直にお答えを申し上げます。

今朝、先生からこういう御質問があるということを知りました。そして、今まで先生が何回か御質問いただいております議事録だけは見せていただきました。すなわち、十四年の八月八日にもそういうお尋ねで、その趣旨のお尋ねでありますし、十五年三月十日にもお尋ねをいただいております。そして、調べてみますと毎回同じ答えをいたしております。手元にありますが、同じ答えを今更申し上げるまでもないと思えますからその答えを申し上げますことはいたしません。

ただ、何で毎回こんな同じ答えになるんだと言いましたら、見せてくれました資料は、正に御指摘の二〇〇三年度版の「改革と展望」がございます。それから、同時に今御指摘いただいた第九次雇用対策基本計画がございます。その二つを並べておるわけですが、確かに、見ますとほとんど同じ内容になっておる、よって変える必要がないんだと、こういう理屈にはなっております。取りあえずお答えするとそういうことではあります。

しかし、一つだけ最近変わったことと申しますと、とにかく今後日本の人口が減少する、これはもう今まで、かつて経験したことがない、そういうことでもありますので、この人口減少社会における雇用労働政策の在り方について新しい研究会をスタートをさせます。雇用政策研究会でございますが、この研究会が近く答えを出してくれると思っておりますので、私としては、その答えを待って、今先生の御指摘のことをもう一度考えてみたい。今お答えできることは、そういうふうに考えておりますということを申し上げます。

○辻泰弘君 今日ごらんになったということですが、よく調べていただきたいと思うんですが、現行の、今の日本の政府の雇用対策計画は実はこれな

んですよね。一九九九年の八月にできたのが実は日本の政府の、日本が持っている唯一の雇用対策基本計画なんです。その中に、もう既になくなった法律に基づいてという表現もあるんですよ。もう既に失効した法律に基づきという表現があるんです。あるいは、二〇〇一年度末までの臨時応急の措置である助成金を活用してとか、二〇〇一年度、もう既に古い話ですよ。

そういう、もう考えられない——現行の日本が持っている雇用対策計画という一つの大事なものじゃないですか、法律まで作って裏付けしていることなんですから。それが、実はもう失効した法律に基づきという表現があるようなものになっているわけなんです。そんな古ぼけた陳腐なものをなぜ掲げているのかというと、これは本当に私はよく分からないんです。これもさっき言った労働省の体質につながるものがあるんじゃないかなと私は思っているぐらいなんです。

是非、大臣、これ根本的におかしいというか、そもそも経済計画がローリングシステムで毎年見直しやっているわけですよ。それと調和あるものであるべき雇用対策基本計画なんですから、それも実は毎年改定してもいいぐらいのことなんです、そもそも。それもしない。そして、現行の法律はもう既に失効した法律に基づきと書いてあるという、こんなおかしな話はどうあり得ないと私は思うんです。もう機動的な対応というのは全くできない。なぜこれができないというのか、私は本当に今に至るもよく分からないんですよ。

しかも、実はこれの説明資料とって要求したら、いつも出てくるのはこれなんですけれども、この中の条文はもう変わっちゃっているんです。ですから、私は、昔、四条に基づくというのは、これは実は、これでは四条になっているんですけれども八条に変わっているんです。だから、説明資料自体も、もう古くなっている資料を説明に使われるわけなんです。そのことも何度も指摘したんですけど。

しかし、いずれにいたしましても、これは私は突き詰めたところ、実は本当に雇用のことを考えているのかなと、こういうことにも突き当たるわけなんです。もちろん、計画作ったからといって雇用が生まれるわけじゃないんですけれども、しかし、そういったビジョンなりその時点でのあるべき目標を描く中でいろんな対策を考えていくというのは、それはあつてしかるべきことで、これは、私、正直に言って、計画といっても文書が多いわけですから、事務方に、事務的にすごく膨大だという理屈もないと私は思っているんです。だから、そういう意味では、是非その部分、常識的な対応をしていただきたいと、このように思うんです。

ですから、大臣は今までそれほどこれに接してこられなかったかもしれませんが、今日のそのようなこともお聞きしたら余計そうかもしれませんが、しかし、

やはり私は問題は大きいと思っていますので、どうぞ大臣、しっかりと受け止めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） この十一年策定の第九次雇用対策基本計画について私が承知していなかった不明を恥じたいと存じます。

そこで、今日帰りまして直ちにもう一回読み直してみます。そこで今御指摘のようなことがありましたら、これは放置できないことでもありますから、直ちにしかるべく手を打つつもりでございます。

○辻泰弘君 念のため、六十二ページに、既に失効した法律に基づきというのがございます。二十六ページに、二〇〇一年度末までの臨時応急の措置を活用してと、こういうところがございますので、是非またそこを重点的に見ていただいて、今日的にどうかというふうにお考えをいただきたい、このことを申し上げておきたいと思えます。

それで、時間もだんだん少なくなってまいりましたけれども、あと、できれば医療と年金の問題をお聞きしたいと思うんですけれども、まず医療のことなんですけれども、例の日歯連の汚職事件に絡んで九月二十八日に処分が行われているんです。ただ、その中で、率直に申しまして、元局長の方の名前が伏せてあると、こういうことがあるわけなんですね。私は何も個人的に恨みがあるわけでも何でもないんですけれども、しかしやはり、役所として処分をされたということがあったら、それをなぜ隠すのかというのは私は根本的に思うんです。ある意味ではトカゲのしっぽ切りみたいな形で、下の方の方だけ責任を取らせて組織的な長の方は逃げているんじゃないかとまで思うわけです。

大臣、その点どう思われますか。

○政府参考人（鈴木直和君） 九月二十八日の処分の件でございますが、懲戒処分の公表という問題については、人事院それから国家公務員倫理審査会事務局から公表指針というものが示されております。これによりますと、事案の概要、処分量定、それから処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表すると。もう一点は、ただし、国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合にあっては、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の扱いをすべき場合があるというふうにされております。

九月二十八日の処分につきましてはこういった指針を踏まえて対応すべきということで考えておりますが、この事案につきましては、本事案が厚生労働行政に対する国民の信頼を大きく損ねることになったということを重く受け止め

まして、懲戒処分を行った者については氏名も含めて公表、それから管理監督者についてはその職名で公表ということをやったものでございます。

○辻泰弘君 経緯は今官房長がおっしゃったということになるわけですが、しかし、私は非常に、最近の厚生労働省にかかわる非常に腐敗、汚職、不正事件が多いと、こういう状況の中で、もう私は組織的な土壌というのが率直に言っていると思っておりますけれども、こういうことについても私は、元局長ということで名前を伏せていると、まあ、だから新聞も出ないわけなんですけれどもね。一説には将来があるからというんで、それじゃそれ以外の人にもう将来はないのかということになるわけですが、私は非常にやっぱりその辺、やっぱり隠ぺい体質といいますか、何か上の方をかばうといいますか、その体質がどうも私は釈然としない。やはりそれは役所として正規の形で措置を行えば名前が出て当然だと思っておりますけれども、大臣どうでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 九月二十八日の事案については職名で公表いたしました。これは名前を隠すという意図は全然ございませんでした。ただ、従来のルールでそういった形でやったものでございます。

今後、その個別の事案ごとにいろんなケースがあろうかと思えます。社会的な影響あるいは事案の重要性、そういったものを考えながら判断をしたいと思っております。

○辻泰弘君 これも、事案も非常に重要なやつなわけですからね、極めて重要なことですから、ですからそういう意味においては、私は何もその出すことがすべてではないのは分かっているんですけれども、その部分だけなぜそうなるのかというのは、私はやっぱり一連のことを見てよく分からないんです。

だから、大臣、どうぞこの点もひとつ課題として受け止めていただいて、本当に個人に何も恨みはございませんけれども、一つの組織の責任の取り方ということについて、さっきの次官のこともございましたけれども、大事なポイントだと思うんで、是非大臣、その点しっかりと注視していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） よく聞いてみて、しかるべく対応をいたします。

○辻泰弘君 それで、それに関連して、中医協のことを一つお聞きしておきたいと思えます。

先般、十月二十七日に中医協の全員懇談会が開かれて、その全員懇談会の了

解事項ということでペーパーが発表されているわけなんです。そのことについて一点、一点というか数点お聞きしますけれども、まず、これは今後どういう形で具体化されていくことになるんでしょう。これは懇談会の了解事項ですよ、それをどういう形でやっていかれるのかということをやっと簡単に。

○政府参考人（水田邦雄君） 先生御指摘のとおり、十月の二十七日に全員懇談会で、当面速やかに取り組むべき改善策というのが設けられたわけでございます。

これは、中身につきましては、審議過程の一層の透明化、あるいは在任期間の上限の設定、それから結果の検証のための部会の設置、それから中医協委員が国民の意見を聞く機会を設けると、こういった事柄が盛り込まれているわけでございます。

それぞれにつきましてどのように対応するか。個別の事項ごとに、今後、中医協の議事規則で対応すべき事柄、あるいは推薦母体が対応すべき事柄、それからこの見解を受けて厚生労働省が取るべき措置というふうに、個々の事項ごとに対応していきたいと、このように考えております。

○辻泰弘君 一つ確認ですけれども、法改正を伴うことになっていませんですね。

○政府参考人（水田邦雄君） 今回の事項は、先生御指摘のとおり、当面取るべき措置ということで、法律事項は含まれてございません。ただ、それにつきましては長期的に今後検討していくということでございます。

○辻泰弘君 私どもは、四月の集中審議等の場でも、あるいは党の政策としても、この中医協の構成メンバーをやはり抜本的に変えるべしと。具体的には、診療側八名、支払側八名、公益四名ということになっているわけですが、この公益委員を八名として、医療事情に詳しい評論家とか、そういった患者に近い公益委員を増やして議論の公平性を高めるべきだと、こういうふうなことを申し上げてまいりましたし、実は坂口前大臣もそういった趣旨のことを答弁をされているということがございます。公益委員の皆さん方にはその調停役をやっていただいている、その皆さんの人数が現在適切かどうかということはあるだろうと、坂口さんも厚生労働委員会でおっしゃっているわけです。

そこで、今回のことというのは、実ははっきり言って微温的な対応というか、改革というんでしょうか、そういうものでしかなくて、やはり抜本的な中医協の改革ということが大きなテーマであると思うわけです。すなわち、その公益

委員の八名への、対等な人数への増員ということが一つ大きなポイントだと思うんですが、それを含めて抜本改革をしていただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 中医協の改革につきましては、今お話しのように、法律改正伴うことと今の法律のまんまでもやれることと両方ございますけれども、抜本的改革ということになると、やはり法律も変えざるを得ない、そうは考えております。

したがいまして、今後の中医協の在り方というのは見直すべきでございますから、いろいろ検討をさせていただきたいというふうに考えます。

○辻泰弘君 是非、抜本改革に向けてお取り組みいただくように申し上げておきたいと思っております。

それで、私も混合診療のことでちょっとお伺いしておきたいと思っております。

まず、冒頭、推進会議の事務局の方にお聞きしたいと思っておりますが、午前中、中原先生の質問に対して、特定療養費制度とどうだという話があったわけですが、確認ですけれども、当然、会議が示している方針というのは特定療養費制度をなくすということの意味するんですよね。

○政府参考人（河野栄君） 午前中もお答えさせていただいたところでございますけれども、前身の総合規制改革会議以来、混合診療を包括的に認める制度の導入を図るよう提言してきているところでございまして、今年の三月に一定の改革はされておりますけれども、規制改革・民間開放推進会議におきましては、こうした措置は極めて不十分なものにとどまっておるという認識に立ちまして、八月の中間取りまとめにおきましては、その抜本の見直しが必要というふうに指摘をしているところでございます。

○辻泰弘君 抜本の見直しというのは、残るということもあるということですか。

○政府参考人（河野栄君） 会議の認識といたしましては、特定療養費制度を前提にした手直し等の、あるいは拡充ではなくて、その抜本的な見直しをお願いしたいということで議論をしておるところでございます。

○辻泰弘君 最初からそう言っただけならばよかったですけれども。

それで、私は、実は規制改革・民間開放推進会議というのも見せていただい

て、率直に言って、これは私予算委員会のおきにも申し上げましたけれどもね、大臣にも申し上げましたけれども、率直に言って、非常に文章が粗雑で乱暴な論理展開であって、率直に言って、だれが書いたのかと、よくこんな恥ずかしい文章がそのまま出てきたなというふうに思っているんですね。

予算委員会でも聞きましたけれども、まず、混合診療が、「保険診療と保険外診療の併用（いわゆる「混合診療」）は認められておらず、」ということを書いているんだけど、予算委員会で私お伺いしてお答えがあるように、限定的であるけれども認められているということをおっしゃったわけですね。ですから、この文章自体が、「認められておらず、」というのは事実関係として間違っているわけですよ。まず一つそこがある。

それから、その後に、この本の、冊子の二十八ページになりますけれどもね、「混合診療」が解禁されれば、「国民間の所得格差に基づく不公平感は是正される」と、こういう表現があるんです。何ゆえ混合診療が解禁されたら国民間の所得格差に基づく不公平感が是正されるのかというのは、率直に言ってよく分からない。逆に、逆にというか、今、じゃ国民間の所得格差に基づく不公平感が医療の部分にどうあるのかというのを聞きたいわけですけども、そういう非常によく分からない論理展開になっている。

また、「混合診療を認めない現状にあっては、」「これはもはや「人道」にもとるものと言わざるを得ない。」という、こういう、本当にどうなっているのか分からないという粗雑な、私、乱暴な表現で、政府の機関から出てくる文章にこんな恥ずかしいのがよく出てきたなと率直に言って思っていて、結論が私と違っていいんだけど、その途中の事実認識だとかあるいは論理展開はもっとしっかりしたものであって、それで国の政策運営がなされていなかったら寂しくてやっていられないと率直に言って思うんですね。

とりわけ医療という国民福祉の重要な領域においてそれを改革する、改めるというのは、それはあっていいことだと思いますけれども、しかし、こんな粗雑な論理展開で、基本認識が不十分なままにこの重要なものをいい加減にやっていく、その上に、総理大臣が本会議でやるなんという噴飯物でございますけれども、そういうことは本当恥ずかしいんですけども、事務局としてこれは歯止めが掛からないんですか。

○政府参考人（河野栄君） 規制改革・民間開放推進会議におきましては、既に前身の総合規制改革会議以来の長い議論をしておりますので、そういうことも踏まえながら審議し、提言を行っているところでございます。その過程では、本会議の委員のほかに医療に関する専門家の御意見もお聞きをしながら検討を進めてきておるところでございます。

中間取りまとめの文章につきましては、いろいろ委員の思いがこもった部分もございますけれども、例えば、冒頭御指摘ございました、我が国においては保険診療と保険外診療の併用は認められておらずという記述はいたしておりますけれども、別の箇所では、「現行の特定療養費制度に基づき、中央社会保険医療協議会等の審議を経て個別技術ごとに承認することで混合診療を限定的に認める方法では、」云々と、こういった指摘もしておるわけでございます、特定療養費制度により限定的に混合診療が認められているということにつきましては、認識をした上で前述の表現を用いているものでございます。

○辻泰弘君 だからおかしいんですよ。同じ文書の中でその価値観が、基準が違っているということ自体が恥ずかしい文章ですよ、これは。そういうのを、たとえ委員の方がどうであろうとも、事務局がそれは説明し切って整合性を取って、同じ文書の中でそんなばらばらなことが出てくるということ自体、私は本当に信じ難い、もっとしっかりしてほしいと率直に言うんです。途中の部分がこんな薄っぺらくて粗雑な論理展開で、理論武装で日本の国の政策が左右されるなんというのは本当に情けないと私は思います。ですから、どうかそういう意見があったことを伝えておいていただきたいと思います。

それで、矛先は変わりました、厚生労働大臣、矛先というわけじゃないんですけれども、ちょっとお伺いしておきたいと思います。この件でございます。

それで、大臣が混合診療について記者会見でおっしゃっていて、最近は大分御勉強の成果というんでしょうか、そういうところがあるかもしれませんが、一番初めにおっしゃったこと、自分のお金を払ってでもこんな治療を受けたい、まだ認可されていない新薬、そういったものは手を挙げて素朴にいいんじゃないかと思っていると、こういう発言がございました。この点はどうなんでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 私の頭の中にありましたのは、規制改革会議が何か指摘しておられる、そのうちの一つ二つを例示したつもりでございました。

○辻泰弘君 だから、それは例示なんだけれども、この会議でいえばaの部分に該当するんですね、a、b、c、dのうちのaに該当するんですよ。これが実は非常に大事なところで、b、c、dは、今の高度先進医療か選定療養で、特定療養費の中で考えるということもあるかもしれない、あるいはその制度を変えるかもしれないけれども、そういう一つの枠の中に入るかもしれませんが、b、c、dはね。しかし、aの部分のことをおっしゃっているわけなんですよ、記者会見において。だから、そこが一番大事なところなんです。だから、そこ

を進めるべきだと思っていらっしゃるかということの方が実は一番大事なところなんですね。その点についての御見解です。

○国務大臣（尾辻秀久君） この混合診療をもう少し特定療養費のところでは拡大していくかどうかという話でありますけれども、今お話しのように、高度医療技術というのがだんだんだんだん認められて保険の中に入ってくる。その過程をどうとらえるかということでございますから、そうした中の例示として考えているわけでありまして、私が申し上げたのはそういう意味でございました。あのときに、即座の質問でありましたから、まあまあそうしたものはいいんじゃないでしょうかねという、大きくする方向でいいんじゃないでしょうかねということをお答えしたつもりでございます。

○辻泰弘君 その認識は今も変わらないということですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 基本的には変えたつもりはございません。

○辻泰弘君 それはある意味では非常に大事なことをおっしゃったと思いますが、その辺は、これは局長の方は保険局になるんですか。厚生労働省の見解としてはどうですか、失礼ですけれどもね。

○政府参考人（水田邦雄君） 私どもといたしましては、総理の指示もございましたので、もう少し進める方向で検討するという事務方への指示が大臣からございました。それを受けまして、私どもとしては、保険診療と保険外診療の併用が認められない結果として医療現場で適切なサービス提供に支障が生じていないかどうか、まずこの検証をするということで検討作業を行っているところでございます。

○辻泰弘君 今おっしゃったのはそれはそのとおりなんですけれども、大臣がおっしゃったのは、aの部分、新薬、新技術、新検査という、そういう部分についてもやっていいんじゃないかと、こういう部分ですよ。だから、aの部分について踏み込んでおっしゃったわけなんです。その分が実は混合診療の全面的解禁というその部分に突き当たるわけで、その部分をやったらいいよという御見解が大臣の御見解だとすれば、それを踏まえてやるべきですよ。そういうことになるわけですか。

○政府参考人（水田邦雄君） この混合診療、様々な局面がございますけれど

も、規制改革・民間開放会議で言うておられる、一定水準以上の医療機関におきましては、どんな医療技術ともその併用を認めると、無制限に併用を認めるという点につきましては、私どもとして、やはり患者負担の点、それから安全性、有効性をどう担保するか、それに伴う保険財政への影響、こういった点から様々懸念が多く、弊害が多いと、こういう認識でおります。

○辻泰弘君 ある意味では、大臣と私、立場が違うと言ったら変ですけども、逆に私は一定の規制の中にあるべきだと思っているわけなんです、このことは。医療という、やはり生命とか医療とか労働とか安全、衛生、環境、こういったものについて何が何でも規制緩和でいいということでは、私は人間の幸せにはつながらない、生活の向上につながらないというふうに思っています。

それと、そもそも、皆保険制度になっていて、保険制度を作っていて強制的に保険料を徴収して、税金も投入して成り立たせている財政で、その給付ということになるわけで、そういうことから給付が決まっているわけで、それを規制ととらえるというのが私はちょっと、そもそも何か私にはなじまないところがあるんですけどもね。

私は、やはりこの部分について、今の特定療養費制度というのは非常に迅速さを欠いているとか弾力性がないとか、そういうことを言われるわけですから、実際そういうところはあると思うんです。ですから、その部分は是非特定療養費の拡充とか迅速化、例えばこの会議が指摘しているようなb、c、dに当たるような回数、二回はいいけれども三回は駄目よというようなときのその上の一回とか、それから、ここで言っている表現はどうかともかくとして、患者の価値観に左右される診療行為とか診療行為に附帯するサービス、こういうのは、中のことは私医療専門家じゃないので分かりませんが、しかし考え方としては、現在の高度先進医療あるいは選定療養の拡充なりその改革というか、そういう枠組みの中に収め得ると思うんですが、aのこの部分というのは実は根本的に違うわけで、私は、実はこの部分は、安全性だとか有効性だとか、やはり患者の負担の問題から見て、私は、むしろここは解禁するということは間違っていると私は思っているんです。そこは大臣はむしろ解禁すべしと思っていられれば、そこは私と違うんですけども、私はこの部分については、私は原則規制、例外自由というその考え方で私はむしろいくべきだと私はそう思っているんです。大臣と違うようですけども、どうですかね。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今私が言うておりますのは、正にポジティブリストにするかネガティブリストにするか、今のこの混合診療というのはポジティブリストを並べておるわけでありまして。医療の世界で、これはまあ厚生労働省

としてきっちり今考え方を整理しているわけじゃありませんからやや個人的な見解になることをお許しいただきたいと思うんですが、医療の世界でネガティブリストで提示するというのは非常に難しいだろうなというふうには思っております。

といたしますのは、新しい医療が登場したときに、ネガティブリストに載せるまでに時間が掛かる、その間に事故が発生したらどうなるのか、いろんな問題がありますから、私はやっぱり今のポジティブリストの考え方の中でというふうにはとらえておるわけでありまして、それを前提にして今言っておるつもりであります。

○辻泰弘君 この問題についても、大臣、是非しっかりとお取り組みをいただきたいと。やはり厚生労働省が国民の医療を一番、当然ですけれども、見詰めていただかなければならないところですから、その点はしっかりと御対応いただきたいと思えます。

それで、今のことですけれども、総理の発言があるわけです。あれとの整合性をどう取っていかれるのか、具体的にいつどういう形でという方向性、簡潔に教えてください。

○国務大臣（尾辻秀久君） 総理の御指示でありますから、御指示は御指示として、私どもは真剣に検討していきたい。

ただ、それが、私どもがここまで精一杯頑張ってやれるという判断と、また総理の指示、これはまたすり合わさなきゃいけませんけれども、今後そうした作業が残っておる、こういうふうにご考慮しておるところであります。

○辻泰弘君 年金や移植医療の問題も予定しておりましたけれども、ちょっと時間が来て、後の方に譲らなきゃなりませんので、私ここで質問を終わらせておきますが、今の年金等の問題についてはまた引き続き議論をさせていただきたいと、このことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。